令和2年8月3日 笛吹市消防本部訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、笛吹市 Net119緊急通報システム(以下「Net119」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「Net119」とは、聴覚、音声・言語機能等に障害を有する者が、保有するインターネット端末(インターネット機能を利用することができる携帯電話、スマートフォン等の通信機器をいう。以下同じ。)を利用して、消防機関への緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者

- 第3条 Net119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する 者とする。
  - (1) 聴覚、音声・言語機能等の障害により音声で会話をすることが困難である者で、市に在住、勤務又は通学するもの
  - (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者(登録の申請)
- 第4条 Net119を利用しようとする者は、別に定める笛吹市 Net119緊急通報システム利用規約に同意の上、次の各号のいずれかの方法により申請するものとする。
  - (1) Net119緊急通報システム(登録・変更・廃止)申請書兼承諾書(別記様式。第6条において「申請書」という。)を記載し、提出する方法
  - (2) 保有するインターネット端末から Net119のウェブブラウザ上で登録者 情報を入力し、送信する方法

(登録審査及び通知)

- 第5条 消防長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、Net119の利用登録者(以下「登録者」という。)として登録するものとする。
- 2 消防長は、前項の登録を行ったときは、登録した旨を登録者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1号又は第2号に準ずる方式により消防長に変更等を届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) インターネット端末を変更したとき。
- (3) 登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

- 第7条 消防長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1 項の登録を取り消すものとする。
  - (1) 前条第3号の規定による届出があったとき。
  - (2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。
  - (3) 転出、死亡その他の事由により、第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 Net119の利用料は無料とする。ただし、Net119の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他のインターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、Net119の運用に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

笛吹市消防本部消防長 様

申請者 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号

Net119緊急通報システム(登録・変更・廃止)申請書兼承諾書

Net119について、笛吹市 Net119緊急通報システム運用要綱第4条の規定により申請します。

また、緊急時に笛吹市消防本部が必要と判断した場合、消防救急活動に必要 と認められる範囲において当該記載事項を第三者(行政機関、医療機関、警察 等)に提供することを承諾します。

## 1 基本情報

メールアドレス (必須)	@
性 別 (必須)	男・女
生年月日 (必須)	年 月 日
利用端末	携帯電話 ・ スマートフォン その他( )
FAX 番号	
障がい内容	聴覚 ・ 音声 ・ 言語 その他( )

$\sim$	緊急連絡先
٠,	
/.	

住 所			
氏 名(本人との関係)		(	)
メールアドレス	@		
電話番号			
FAX 番号			

## 3 よく行く場所

	住 所	
1	名称	
	備考	
	住所	
2	名称	
	備考	

## 4 医療情報

医療機関	住	所						
(かかりつけ)	名	称						
持病								
常備薬								
血液型	A	•	В	•	0	•	AB	Rh( + • - )
アレルギー								

## 5 勤務先又は学校(市外在住者は必須記載事項)

住 所	
名 称	